

2770



天正十一年四月  
限侯爵邸寄贈

274

白可義婦化者(十八百一十一年制定)  
尋常婦化ヲ得ル者ハ公私ノ權利ヲ有ス但憲  
法其他法律ニテ大婦化ヲ得タル者ニ限リ行  
ハル權利ハ此限ニ在ラス  
大婦化ヲ得ントスル者ハ左ニ條件ヲ具フルヲ  
要ス

- 一 満二十五歳以上ナルヲ
- 二 妻ヲ有スルカ又ハ其婚姻ニ因リ子ヲ有  
スルヲ
- 三 十ヶ年以上白國ニ住居セシヲ

白女ヲ娶リタル者又ハ其婚姻ニ因リ子ヲ有スル者  
ノ為ニシテ右十ヶ年ヲ五ヶ年ニ短縮スル者ハ婚姻  
ニ因リ子ヲ有シテ滿五十歳以上ニ



シテ白國ニ十五ヶ年住居シタルニ非サレハ大  
歸化ヲ得ス  
國家ニ大功勞アル者ニハ別段ノ條件ヲ要セス  
シテ大歸化ヲ許ス  
白國ニ生レタル外國人ニシテ白國ニ住居シ民  
法第九條ノ申出ヲ怠リタル為メ白人ト為ル  
ヲ得サリシ者ハ本條第一才ニ才三ノ條件ヲ具  
ヘスト且氏大歸化ヲ願フヲ得  
尋常歸化ハ才四條ノ場合ヲ除ク外ハ滿二十一  
歳ニシテ滿五ヶ年白國ニ住居セル者ニ非サレ  
ハ之ヲ許サス  
歸化人ノ未成年ノ子ハ成年後一ヶ年内ニ白人  
トラント欲スルヲ申出ツルニ因リ歸化人ト

同様ノ權利ヲ取得ス  
其成年ノ子ハ本法第二條第三ノ條件ヲ具ヘス  
ト且氏歸化ヲ願フヲ得  
若シ父カ死亡セルモ其母カ歸化セルニ於テハ  
其子ハ本條ノ利ヲ得  
大歸化ヲ得タル者ニ非サレハ西院議員選挙人  
及大臣ト為ルヲ得ス



39 私出子ハ之ヲ認知シタル父又ハ母ニ從フ父母共ニ認知シタル  
ルハ白父又ハ白母ニ從フ

前條ト同一ノ義ニテ父ナク母ナク一方カ白人ナル片ハ  
亦其子ハ白人ナリ

事實上法律上共ニ親子ノ系ヲ證スノ既ニ親子ノ知  
レタル片ハ第38ニ依ル

棄兒ハ白國ニ生レタリトノ推定ヲ受ケ白人ト為ルナリ  
父母共ニ知レズト登記シタル子ハ白人ナリ

乱倫奸淫ノ子モ亦同シ

40. 白國ニ生レタル子ニシテ外国人ノ子ハ其親ノ身分ヲ選

テハルニ於テハ白人ナリ此選擇申出ハ滿十八歳後一ケ年ニ  
之ヲ為ス可シ

此申出ハ父母承諾ノ證ヲ提出スルヲ要ス父母ナケレバ親族  
會ノ承諾ヲ提出スルヲ要ス其屬スル國ノ政府ヨリ出テタル  
書面ヲ以テ猶ホ其旧身分ヲ失ハルコトヲ證スルニ非サレハ此申出ヲ受

ケス

身分ヲ定ムルハ主トシテ血統ニ依ルヘシト雖モ其國ニ生レ其風俗  
ニ浴シタル片ハ其國ノ國魂ヲ受クルナリ

此條ハ民法第九條ヲ反對ニシタルモノナリ蓋シ此申出ヲ為サザル  
者多シ何トナレハ古來生國ヲ以テ本國トスルノ法ナレハナリ此弊ヲ矯

メント欲シテ白法、千八百三十五年ハ特ニ大歸化ノ許シタリ佛法、千八百四十九年三月二十二日モ亦之ヲ為シタリ

又此種ノ者ハ自己ノ使不使ニ應シ外回身分ヲ申立ツルナリ

英、蘭、<sup>ポルトガル</sup>、<sup>イタリヤ</sup>、<sup>ホローニア</sup>、<sup>ポルチガール</sup>ノ法典ハ皆其義ヲ採リ但

此等ノ法典ハ親カ此回ニ住居ヲ定クルノ一條件ヲ加ヘタリ其住居ノ

年限ハ多クハ十ヶ年ト定ム

佛回ニテハ第九條ノ弊ヲ矯メント欲シテ千八百五十一年及千八百七

十四年ノ法ヲ出シタリ此法ハ佛回ニ生レタル者ノ當然仏人ト為

セリ蓋シ民法ノ原則ヲ存スルカ為メニシテ初代ノ者ノ為メニ變

更ヲ為サバリスナリ

十八歳ニ達シタル者ヲシテ身分ヲ選擇ヒシメサレハ兵役ノ不

都合アリ

41. 凡ソ白人タル身分ヲ失ヒタル者ノ子ニシテ外国ニ生レタル者

ハ如條ノ申出ノ為スニ因リ白回ノ国民身分ヲ要求スル

トヲ得白女ノ婚姻其他ノ故ヲ以テ身分ヲ失ヒタル者ノ子

ニ付テモ亦同シ

42. 外回女ニシテ白男ニ嫁シタル者ハ当然白人ト為ル若シ婚姻

中夫カ身分ヲ變スルハ婦カ之ニ從フ

男ハ外ノ務メ業ヲ為ス者ナリ女ハ内ノ務メ夫ノ業ヲ

守ル者ナリ故ニ男ニ從フノ當然ト為ス男女不同

等ト言フ勿レ

伊太利「バウヂェール」モ亦此法アリ

43 歸化者ノ子ハ白人ト为ル但知條ノ申出ノ为スニ因リ外國ノ身分ノ保存ス

歸化者ノ未成年ノ子ニ付テ言フナリ其成年ノ子ハ他ノ條件ヲ要セスシテ歸化ヲ請<sup>願</sup>スルコトヲ得

44 歸國ノ意ナク白國ニ住居スル者ハ白人ト为ル

此法ナケレハ無籍者ヲ住スルコトアリ又白國ノ義教カヲ免ル、者アリ

墺國ニ先例アリ

45 白人ノ身分ハ左ノ場合ニ於テ之ノ以テ

一 外國ニ歸化シタルキ

二 歸國ノ意ナク外國ニ業ヲ開キタルキノ十八年外國ニ住居スル者ハ歸國ノ意ノレト推定セラル但反對ノ證ヲ妨ケスノ商業ヲ開キタル者ハ歸國ノ意トキ推定ヲ受ケス

此案ニハ外國ノ官ニ就キ又ハ兵隊ニ入りタル为メ國民身分ノ失フノ規定ヲ設ケス何トナレバ官ニ就クハ人ノ職業ニシテ之ヲ禁スルコトノ得ス又軍隊ニ入ルハ一時ノ事ニシテ害ナシノ但々白國ハ局外

因タルヲ以テ之ヲ禁スルモ亦不可ナシ

46. 白人ノ身分ヲ失ヒタル者ハ國王ノ許可ヲ得テ自國ニ歸リ其住居ヲ定ムル村ノ身分取扱人ニ對シ自國ニ定住スルノ意ヲ宣言シ宣言後一ケ年内ニ實ニ住居ヲ自國ニ定ムルニ因リ其身分ヲ回復ス

47. 女ハ夫ノ身分ニ從フコト夫カ白人ニシテ婚姻中身分ヲ變更シ且ツ女カ其夫ノ身分ニ從フヲ得ルキハ外國人ト為ル

外國男ニ嫁シタル女モ亦同シ

離婚後ハ自國ニ住シ又ハ歸住スルニ於テハ其住地ノ

役所ニ於テ其地ニ住居ヲ定ムルノ意ノ宣言シ其身分ヲ回復ス

身分ノ變更ハ既往ニ遡ラス但別段ノ法律スハ條約アルキハ此限ニ在ラス

48. 懐胎ノ子ハ出生ト着做サルノ原則ハ白人ノ身分ヲ取得シ又ハ保存セント欲スル者トシ之ノ授唱スルヲ得

匈牙利(千八百七十九年十二月廿日ノ法)

回身分ハ左ノ目ニ依テ之ヲ取得ス

- 一 血統
- 二 為正
- 三 婚姻
- 四 歸化

ノ歸化セントスル者ハ左ノ條件ヲ具フルヲ要ス

- 一 有能カ者ナル
- 二 村ノ「レソルケカレタル」
- 三 五ヶ年以來住居セル
- 四 品行正シキ
- 五 生活スルニ足ル財産又ハ技能ヲ有スル
- 六 國稅ヲ拂フ(五年以來)

匈人ノ養子ト為リタル者ハ養父カ五、六ノ條件ヲ具フレハ當人ハ三、五、六、ノ條件ヲ具フルヲ要セス



歸化者ヲシテ國主ニ忠ニ憲法ヲ守ルヲ誓約セシム  
宣誓ノ呼出ヲ受ケテ一ケ年内ニ出頭ヒサルハ歸化ノ  
許可ハ当然効ヲ失フ

15 歸化者ハ歸化後十ケ年経サレハ國會議員トナルヲ  
得ス但第十七條ノ場合ハ此限ニ在ラス

17 國家ニ大功勞アル者ノ為メニハ大臣ヨリ進ンテ歸化  
ヲ許スコトアル可シ其者ハ紙令ヒ外國ニ住スルモ匈國  
ニ來住スルヲ約スルハ歸化スルヲ得又第八條中ニ  
三六ノ條件ヲ具フルヲ要セス

18 歸化者ハ匈國ニ於テ貴族ト為ラス

19 左ニ掲クル者外國ノ國民身分ヲ有スルヲ證明セ  
サル間ハ之ヲ匈國人ト看做ス

- 一 匈國ニ生レタル者
- 二 棄兒ニシテ匈國ニ長  
シタル者

20 左ノ數項ニ依リ國民身分ヲ失フ

- 一 脱籍
- 二 官ノ決断
- 三 失踪
- 四 為  
五 婚姻

コスタリカ(千八百八十六年十二月廿日ノ法)

内國女子ノ正出子

外國女子ノ私生子ニシテ内國人ノ認知シタル

者

父母知レス又ハ其身分知レマシテ國內ニ生

レタル子又ハ棄兒

外國人ノ子ニシテ國內ニ生レ成年後自ら公

民簿ニ記載シタル者又ハ成年前ニ其父又ハ

母ノ記載シタル者

外國ノ官職勳章

受ケタル者ハ身分ヲ失フ但

學事上ノ称号ハ自在ニ之ヲ受ケルヲ得其他

左ノ場合ニ於テ國民身分ヲ失フ

一 高正

二

三

帰化スル為メノ條件ハ  
 一 成年ナル者  
 二 生活ノ資力フル者  
 三 一年住居シタル者

一千八百〇九年四月六日及七千八百十一年八月二十六日ノ勅令ニ依リハ政府ノ許可ナク外國ニ歸化シタル佛人ハ其財産ヲ没收セラレ佛國ニテ相續權ヲ失ヒ若シ佛國ニ來シハ放逐セラレタリ其兵ヲ採リタル者ハ之ヲ死ニ處セリ

此法ハ千八百十四年ニ廢セラレタリ  
 外國ニ歸化シタル者ハ佛人ノ身分ヲ失フ  
 明言ノ歸化ニ限ル  
 外國ノ官ニ就キ又ハ兵隊ニ入りタル者ハ身分

ヲ失フ白國ニテハ此法ヲ廢ミタリ其理  
由ハ白國ハ中立國ナリ故ニ國主ヨリ訴  
シテ外國ノ兵隊ニ入ラシムルヲ得スト  
ナリローレン曰ク此廢止ハ不可ナリ  
歸國ノ意ナク外國ニ業ヲ定メタル者ハ身分ヲ  
失フ商事ノ為メニスル者ハ然ラス但商事ノ  
為メニ業ヲ定ムル雖トモ亦身分ヲ失フ  
ナリ

外國男ニ嫁シタル女ハ佛人ノ身分ヲ失フ故ニ  
若シ其女カ外國ノ國民身分ヲ取得セサルハ

ハ無身分者ト為ル

386

未成年ノ女モ亦外國人ニ嫁シテ外國人ト為ル

日ク為ルナリトノ論者アリ

387

夫カ身分ヲ變シタルトキハ婦ハ之ニ從フカ曰ク

否ナリトホレオンノ言アリ但婦モ亦外國人トナラ

ントノ意思ハルコトアリ此場合ニ於テハ勿論外

國人ト為ルナリ故ニ一概ニ論シカタシ(ナホレオン

日ク婦ハ夫ニ從ヒ行クノ義務アリ若シ夫カ外

國人ト為リ之ニ從フテ外國ニ行キタルカ為メ

外國ノ國民身分ヲ失フモノトセハ義務ヲ行フ

ル為ニ罰ヲ受クルノ結果ト為リナリト蓋シ身  
分ヲ失ハシムルハ一ケノ罪ノ如キモノナレバノ  
リ)

392 佛人ノ身分ヲ失ノタル者ノ子ハ民法第九條ニ  
依リ申出ノミニ因リ佛人ト為ルト雖トモ失ノ  
タル當人ハ國王ノ許可ヲ得テ歸國スルニ非サ  
レハ其身分ヲ回復セズ

393 祖國復スルニハ何時ニテモヨシ  
394 兵ヲ取タル者ハ帝ノ許可ヲ得サレハ歸國スル  
コトヲ得ル

395 外國人ニ嫁シタル女ハ婚姻解離後ハ身分ヲ回  
復ス祖外國ニ往セハ歸住ノ許可ヲ得ルヲ要ス

398 離婚後回復スル女ノ連子ニシテ未成年ナル者  
ハ均シク佛人ト為ルノ説アレトモローランハ之  
ヲ不可トセリ何トナレハ凡ソ父ハ巴レノ意思  
ヲ以テ其子ノ身分ヲ變スルコトヲ得サルノ原則  
アリ此原則ハ母ニ付テモ亦同シク之ヲ適用ス  
ルナリ

○佛國歸化ニ関スル沿革

古昔ハ生レタル土地ヲ主トシテ身分ヲ定メ血統ヲ  
外ニシタリ故ニ佛國ノ領内ニ生ル者ハ皆佛人ト  
為レリ

歸化ニ関シテハ種々ノ法律アリ

十七百九十年五月二日ノ法ニ曰ク外國ニ生ル  
ト雖モ佛國ニ住居ヲ定メタル者ハ佛人ナリ且  
ツ五ヶ年別續キ住居セル後左ノ一ニ當ル者ハ  
佛國ニ於テ公様ニ行フ事ヲ得

一不動産ヲ所有スル事

佛女ヲ娶リタル事

佛國商業ヲ開營スル事

一或ル市町村ニ於テ市町人ト為リタル事

此法ニ依レハ唯佛國ニ住居スルノ一條件ニテ  
佛人ト為ル事ヲ得ルナリ

千七百九十一年及千七百九十三年ノ憲法ハ  
右千七百九十年ノ法ノ主義ヲ保持シタリ

共和第三年(千七百九十四年)ノ憲法ハ少シク  
前法ヲ變更シタリ其第十條ニ曰ク成年ニシテ  
佛國ニ住居ヲ定ムルノ意アル事ヲ宣言シタル

後引續キ七ケ年佛國ニ住居シタル者ハ直接國  
稅ヲ拂ヒ且ツ左ノ條件ノ一ヲ具備スルニ於テハ  
佛人ノ身分ヲ取得ス

一不動産ヲ所有スルコト

一佛國ニ商業若クハ農業ヲ開營スル事

一佛女ヲ娶リタルコト

共和第八年(千七百九十八年)ノ憲法モ亦主義  
ヲ採レリ但七ケ年ヲ十ケ年ニ延シタリ且ツ佛  
國ニ住居ヲ定ムルニハ先ツ勅許ヲ得ル事ヲ要  
シ歸化ノ許可ヲ得ルニモ亦勅命ヲ要スト為セ

リ  
千八百八十八年二月十九日ノ上院議決ハ佛國ニ功  
勞ノル者ノ為ノニ右年限ヲ一ケ年短縮シタ  
リ  
千八百十四年六月四日ノ勅令ハ上下二院ノ  
議員ト為ルニハ佛國ニ大功勞ノル者ニシテ二院  
ノ議決ニ因リ特別歸化ノ許可ヲ得タル者ニ限ル  
ルヲ定メタリ（此場合ニ於テ住居年限ノ條件  
ヲ要セス  
千八百四十八年ニ至ル間歸化ノ事ニ関シ種々

ノ法律ヲ制定シタリ且ツ千八百四十八年ニ命  
令ヲ出シ特ニ歸化ヲ容易ニシタリ其大意ニモク  
外國人ニシテ佛國ニ住居スルノ五ケ年ノ後地  
方官々之ヲ認メテ佛國人タルノ價直アリト看  
做シ其旨ヲ陳述スルトヤ司法大臣ノ許可ノミ  
ヲ以テニテ歸化セシムルノ得タリ因テ其弊  
ヲ生スルコト多シ此弊ノ除キ且ツ従前ノ種々  
ノ法律ノ整頓スル為ノ一ノ法律ヲ定ムルノ必  
要ヲ起セリ是レ千八百四十九年十二月三日  
ノ法ノ出タル所以ナリ



一千八百四十九年十二月三日ノ法ヲ以テ定  
ムル事項ノ大意左ノ如シ

歸化ハ政府ニテ願人ノ品行ヲ取調ハタル上  
参事院ノ同意ヲ以テ大統領ニテ許ス

歸化ヲ願フ者ハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

一成年後佛國ニ本籍ヲ定ムルノ許可ヲ得タ  
ル

ニ右許可後十ヶ年佛國ニ住居シタル  
右ノ如クシテ歸化シタル者ハ特別ノ法律ヲ  
以テスルニ非サレハ議員ト為ルヲ得ス之

ノ稱シテ大歸化ト謂フ

右十ヶ年ハ佛國ニ功勞アリ又ハ有益ノ發明  
工業ヲ佛國ニ持來ル者ノ為メハ之ヲ一ヶ  
年ニ短縮ス

定任ノ許可ハ歸化ヲ許リ、ル間ハ何時ニテモ  
之ヲ奪ヒ又ハ之ヲ變更スルヲ得

千八百五十二年以來ハ大歸化ノ制ト存スルヤ  
否ハ明瞭ナラズ法學家ノ論議モ其説ヲ異ニセ

千八百六十七年六月二十九日ノ法ノ出テヨリ  
此疑ヲ氷釈シタリ其大意ニ曰ク

政府ノ許可ヲ得テ佛國ニ住居スル者(成年ニシ  
テ許可ヲ得ルナリ)ハ許可證ヲ司法省ニ登記シ  
タルヨリ三ヶ年ニシテ帰化ヲ許可セラルトア  
ル可レ○此三ヶ年ハ官用ノ為メ外國ニ滞在シ  
タル年月ヲ合算ス

佛國ニ大功勞アリ又ハ首益ノ發明工業等ヲ佛  
國ニ持来ル者ノ為メニハ古三ヶ年ヲ一ヶ年ニ  
短縮ス



ク此説ヲ主張スル者アリテ終ニ民法ヲ修正シ  
 タリ  
 佛國ニテモ昔ハ國人ノ外國ニ住居ヲ定ムルヲ  
 許サレリシテ十六百六十九年ノ勅令アリ(22号)  
 今ハ人民カ身分ヲ變スルノ自由ヲ妨ケス但  
 身分ノ變更ハ當人ノ意思ヲ以テスルヲ要スル  
 トノ議ヲ唱フ故ニ其意思ノ外ニ表見スルヲ要  
 スト為セリ  
 此故ニ未成年ノ子ト母氏親ノ意思ヲ以テ其身  
 分ヲ變ニルヲ得ストノ主意ニテ民法ヲ作レ  
 リ  
 然リト母氏國土ヲ分割シタルキハ巴ムヲ得ス  
 強要シテ身分ヲ變更スルノ制ヲ定メタリ

身分ノ變更ハ既往ニ溯ラヌ

父母ノ一方佛國人タル場合

- 一 一方佛國ニ歸化シ又ハ佛國人タル父母  
 ノ一方ノイカ外國ニ歸化シタル片
  - 二 父カ外國ニ住居ヲ定メ佛國ノ身分ヲ失  
 ヒ而シテ外國ノ身分ヲ得サル片
- 右第一ノ場合ニ於テハ子ハ其父ノ身分ニ從フ  
 第二ノ場合ニ於テハ佛法ハ明瞭ナラス  
 身分ヲ定ムルニ出生ノ時ヲ以テスルカ又ハ  
 懷胎ノ時ヲ以テスルカ佛法ニハ明文ナシ然レ  
 氏子ノ利益ニ從ヒテ申立ヲ為スヲ得ルト原  
 則ニ從ヒシトノ説アリ此説ハ正出ト私出ト

ヲ問ハス此原則ヲ適用セリ  
私出ノ子ハ父母ノ認知セサル者ハ總テ之ヲ法  
律上父母ノ知レサル者ト為ス  
私出子ハ父母共ニ認知シテ父母國ヲ異ニスル  
片ハニノ身分ヲ有ス正出子モ其理ナリ  
同時ニ認知シタル前後各別ニ認知シタルト  
ヲ問ハス佛國ニテ生レタル外國ノ子ハ外國人  
ナリ但ク成年後一ケ年内ニ佛國人タルヲ要求  
スルヲ得○依リニ佛國ヲ通過スルノ者  
ノ子ニテモ亦此法ニ支配セラレ故ニ或ル學者  
ハ曰ク佛國ニ往居テ定メタル者ノ子ニ限  
リタル方可ナラン  
佛國ニテ懐胎シ外國ニテ生シタル者ニハ  
法

ヲ適用セス  
無籍者ノ子モ佛國內ニ生レタル片ハ右同一ノ  
法ニ支配セラレ  
父母共ニ知レサル子ハ或ハ曰ク佛人ナリト可  
トランハ曰ク矢張無籍者ナリト  
父カ身分ヲ變シテモ子ハ變セハ  
佛人タル身分ヲ失ヒタル者ノ子ハ申出ニ因リ  
テ佛人ト為ルル条件ヲ具フル也  
外國人ノ妻ト為リタル女ハ外國人ト為ル  
佛人ノ妻ト為リタル女ハ佛人ト為ル  
婚姻中ニ夫ノ身分ヲ變スルモ婦ハ其身分ヲ變  
セス  
一人ニシテ二ノ國民身分ヲ有セザルヲ原則ト

為不然レ此各國制度ヲ異ニスルヲ以テ巴ムヲ  
 得ス一人ニシテ二ノ國民身分ヲ有スルヲアリ  
 例ハ佛人ノ子ニシテ英國ニ生レタル者ノ如  
 シ此場合ニ於テハ一人ニシテ二ノスタチユペ  
 ルソン子ルヲ有レ奇恠ナルヲアリ○當人ヲシ  
 テ其一ヲ選擇セシムルヲ可トス但テ法律ヲ以  
 テ之ヲ定メサルハカラス○一方ニ業ヲ定ムル  
 ニ因リ不都合ノ消滅スルアリ  
 又國民身分ナキ者多シ例ハ佛人ニシテ歸國  
 ノ意ナクシテ白國ニ業ヲ定ムルハ佛人ノ身  
 分ヲ失ヒ而シテ白人ト為ラス  
 佛國ニ生レタル外國人ノ子ニシテ亦佛國ニ生  
 レタル者ハ成年後一ケ年内ニ外國身分ヲ要求

セサレハ佛人ナリ

カール・オーストリア氏著書抜抄

帰化ハ一身ノミニ関スル事ナリ但タ一家ノ主  
 タル者ノ身分ノ変更アルキハ其未成年ノ子及  
 妻ハ之ニ從フヘキナリ蓋一家ハ一体ヲ為セハ  
 ナリ然レモ若シ未成年者カ成年ニ達シタルキ  
 ハ其選擇權ヲ有スヘキナリ  
 或國ニ於テハ數ケノ身分ヲ有スルヲ禁セス  
 獨逸聯邦ニ其例多シ  
 丁抹ニハ歸化人カ外國身分ヲ有スルヲ禁セス  
 ト虽モ此ヲ以テ丁抹國ノ義務ヲ免ルノ理由  
 ト為ストヲ許サス  
 佛國ニハ然ラス英ノブルハム氏ノ歸化願ニ  
 於テ之ヲ視ルハブルハム氏ハ英國ノ貴族ナリ

佛國ニ歸化ヲ願ハルハ佛國大臣ハ之ニ論シテ  
曰ク若シ佛國ニ歸化セハ貴下ノ貴号其他之ニ  
附属ノ權利ヲ盡ク拋棄スルヲ要ス上歐米一般  
ニハ此仙國ノ主義ヲ採リ蓋シ一ノ國ニ身分  
ヲ定ムルヤ從テ他ノ國ノ身分ヲ消滅ス一キハ  
理ノ當ニ然ル一キモノナレハナリ  
各人ハ脱籍ノ自由ヲ有スト虽ニ其國ニ棲息ス  
ル間ハ其國ノ義務ヲ免ル、トナシ  
外國ニ歸化シタル者ハ其歸化前ニ罪ヲ犯シ又  
ハ義務ニ任セシアル片ハ旧國ニ歸ルヤ必ス  
其責ニ任スルナリ  
米國ニテハ殊ニ自國ニ歸化シタル者ハドコマ  
テモ之ヲ米法ニ保護スルノ主義ヲ把ル但タ歸

化人カ歸化前ニ旧國ニ於テ負擔セル義務アル  
片ハ此限ニ在ラス字人「シユルツ」ハ例「シユルツ」ハ國  
事犯人ニテ逃ケケ米國ニ歸化シ歸化後直チニ  
米國ノ使命ヲ帶ヒテ白林ニ来リ字國政府條約  
ノ事ヲ談判シタリ



